

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されると

●土砂災害警戒区域に指定されると・・・

◎警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町により警戒避難体制の整備が図られます。



①市町地域防災計画への記載(市町)

市町地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めます。

②災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制(市町)

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者の利用する施設が警戒区域内にある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

③土砂災害ハザードマップによる周知(市町)

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項及び必要な事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を配布します。

※周南市においては、別紙の「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域位置図」が当該印刷物となります。

④宅地建物取引における措置(宅建業者)

宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられます。

●土砂災害特別警戒区域に指定されると・・・

①特定の開発行為に対する制限(主に開発会社)

分譲住宅(自己用住宅を除く。)や、社会福祉施設、病院などの建築のための開発行為は原則禁止となります。ただし、基準に従ったものについては許可されます。



②建築物の構造規制(個人の住宅等)

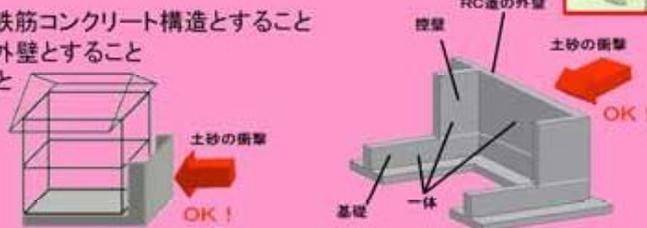
住宅などは、土砂災害の衝撃に耐えることができる構造にする必要があります。



*補強のための構造基準

- ①土石がきたときの高さまでは鉄筋コンクリート構造とすること
- ②土石の力に耐えられるような外壁とすること
- ③壁と基礎は一体構造とすること

※具体的な補強の程度は、土石の力と高さに応じて基準が定められています



※土砂災害特別警戒区域に指定されると、家の新築、増築及び改築時などに、都市計画区域外であっても それまで必要のなかった建築確認申請が必要となったり、上図のように補強のための特別な構造とする必要がある場合があります。

くわしくは、事前に建築指導課(0834-22-8421)までお問合せ下さい。